

## 狩猟免許受験料補助金交付要領

北上市鳥獣被害対策連絡協議会

### (目的)

第1 この要領は、鳥獣による農作物等への被害を防止するため、農家等の狩猟免許取得を支援し、狩猟免許試験の受験に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領において、狩猟免許試験とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条に規定する試験をいう。

### (交付対象者)

第3 補助金の交付対象者は、北上市民とする。

### (対象経費)

第4 補助金の交付対象となる経費は、狩猟免許試験の受験手数料とする。

### (補助額)

第5 補助金の交付対象、補助額及び補助金の上限は、次のとおりとする。

交付対象	補助額	補助金の上限
わな猟免許 第一種銃猟免許	各 2,600 円 (一人最大 2 科目まで)	5,200 円

### (補助金の交付申請)

第6 交付対象者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる資料を添えて協議会長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認用書類の写し(免許証又は保険証)
- (2) 通帳の写し(振込先の確認ができる部分のみ)
- (3) 狩猟免許申請書の写し(岩手県収入証紙を張り付けたもの)

### (補助金の申請期限)

第7 補助金の申請期限は、協議会長が別に定めるものとする。

### (補助金の交付決定)

第8 協議会長は、第6に定める申請書を受理したときは、当該書類を審査し、適切と認められたときは、補助金交付決定書(様式第2号)により、当該申請者に対し補助金の交付決定をするものとする。

### (補助金の請求及び交付)

第9 当該申請者は、協議会長が定めるところにより、第8に定める補助金の交付決定を通知されたときは、補助金交付請求書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 協議会長は、前項の規定による書類を受理したときは、当該書類を審査し、

書類の内容が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、速やかに補助金を交付する。

(補助金交付決定の取り消し等)

第10 協議会長は、補助金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号の一に該当するときは、補助金交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他この要領の規定に違反したとき。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金交付の決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、協議会長が別に定める期限までに、当該補助金を返還しなければならない。

#### 附 則

この要領は、平成28年6月2日から施行する。

年 月 日

北上市鳥獣被害対策連絡協議会  
会長 高橋敏彦様

住所  
氏名  
連絡先  
印

補助金交付申請書

平成 年度狩猟免許受験料補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請  
します。

記

- 1 申請金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
2 事業目的 狩猟免許の取得  
3 受験内容

受験内容 (マル記入)	受験日	種類
		わな猟免許
		第一種銃猟免許

4 補助金振込先情報

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・労働金庫・信用金庫・花巻農業協同組合  
支店名 \_\_\_\_\_ 支店  
口座番号(普) \_\_\_\_\_  
口座名義(カ) \_\_\_\_\_

5 添付書類

- (1) 本人確認用書類の写し(免許証又は保険証)  
(2) 通帳の写し(振込先の確認ができる部分のみ)  
(3) 狩猟免許申請書の写し(岩手県収入証紙を張り付けたもの)



様式第3号

年 月 日

北上市鳥獣被害対策連絡協議会  
会長 高橋敏彦様

住 所  
氏 名 印  
連絡先

補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 北鳥獣協第 号で交付決定の通知があった平成 年度狩猟免許受験料補助金について、狩猟免許受験料補助金交付要領第9条1項の規定により、次のとおり請求します。

記

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1 補助金交付決定額 | 金 _____ 円 |
| 2 補助金請求額   | 金 _____ 円 |